



平成 28 年 6 月 23 日

各 位

株 式 会 社 C K サ ン エ ツ  
代 表 取 締 役 社 長 鈞 谷 宏 行  
(コト`番号 5757 名証第二部)  
問 合 せ 先 管 理 統 括 部 長 松 井 大 輔  
TEL 0766-28-0025

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 23 日開催の株主総会の承認に基づき監査等委員会設置会社へ移行することとなりました。移行に伴い、同日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。主な改定箇所は下線で示しております。

### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。
  - ②監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。
  - ③取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い対応策を検討し実行する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
5. 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
  - ①当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ②当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。
  - ③当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ④当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、管理統括部が監査等委員会と協議し、必要な人員を配置する。
7. 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

8. 監査等委員会の6. の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

9. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

②当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。

③当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。

④上記①から③の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

②代表取締役は監査等委員会と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

以上